

佐賀県告示第 342 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成 25 年 11 月 8 日

佐賀県知事 古 川 康

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

嬉野市嬉野町大字不動山字猪乙 2353 番、乙 2355 番、乙 2363 番、乙 2372 番、乙 2374 番から乙 2377 番まで、乙 2379 番、乙 2381 番、乙 2382 番 2、乙 2384 番、乙 2386 番、乙 2389 番、乙 2391 番、乙 2394 番、乙 2398 番、字小中尾平乙 2426 番、字皿屋南谷乙 2519 番 1、乙 2519 番 3、字岩原乙 2601 番 1、乙 2610 番、字川棚越乙 2621 番 2、乙 2630 番、乙 2641 番、乙 2645 番から乙 2647 番まで、乙 2649 番、乙 2651 番、乙 2655 番 1、乙 2666 番、乙 2682 番、乙 2683 番 1、乙 2686 番、字長野乙 2722 番 1、乙 2722 番 2、乙 2724 番、乙 2738 番、乙 2739 番 1、字影谷乙 2788 番、乙 2790 番、乙 2791 番、乙 2795 番、乙 2796 番、乙 2800 番、乙 2807 番、乙 2818 番、乙 2820 番から乙 2823 番まで、字彼杵越乙 2827 番、乙 2828 番、乙 2833 番、乙 2846 番 1、乙 2849 番、乙 2851 番 1、乙 2851 番 2、乙 2856 番 1、乙 2857 番、乙 2859 番 1、乙 2859 番 2、字菅田乙 3007 番

(2) 指定の目的

水源の^{かん}涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

嬉野市嬉野町大字不動山字狩立乙 1648 番、乙 1649 番、字古田乙 1664 番 3、乙 1711 番、乙 1714 番、乙 1715 番 3、乙 1724 番、字皿屋谷乙 1731 番 1、乙 1731 番 2、乙 1735 番 2、乙 1736 番 2、乙 1736 番 3、乙 1737 番 1、乙 1737 番 2、乙 1739 番、乙 1745 番、乙 1746 番 1、乙 1759 番 4、乙 1791 番 1、乙 1792 番 2、字小中尾乙 2252 番、乙 2255 番 2、乙 2281 番、乙 2285 番

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び嬉野市農林課に備え置いて縦覧に供する。)